

キッズプラザ大阪運営予定者選定会議開催要綱

制 定 平成 28 年 7 月 1 日

最近改正 令和 8 年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 キッズプラザ大阪運営予定者選定会議（以下「選定会議」という。）は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして公募型企画競争方式により優先交渉権者を選定するにあたり、有識者による公平かつ適正な審査を行うため開催するものとする。

(聴取事項)

第 2 条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 選定基準等に関する事。
- (2) 企画提案内容の審査及び優先交渉権者の選定に関する事。
- (3) その他、優先交渉権者の選定に関して必要な事。

2 選定会議は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の委員)

第 3 条 会議の委員は、外部委員 4 名以内とし、構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 幼児教育、官民連携等に関する分野に造詣の深い学識経験者等
- (2) 法律、会計等の専門家
- (3) その他教育委員会が必要と認めた者

(会議)

第 4 条 会議は、非公開とする。

(座長)

第 5 条 選定会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、選定会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 座長に事故がある場合には、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

(開催期間)

第6条 選定会議の開催期間は、運営事業者が選定されるまでの間とする。

(開催方法)

第7条 会議は、本市指定場所またはオンラインで開催する。

2 第2条第1項第1号については、委員からの書面等による意見の聴取をもって会議の開催に代えることができる。

3 第1項の場合においては、一部の委員から、会議での意見に代えて書面等による意見の表明を要望された場合、その意見を当該会議の場で聴取したものとみなすことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、選定会議の職務上知りえた秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。